

第53回全国特別支援学級設置学校長協会 全国研究協議会

日時:平成28年8月4日(木)

場所:奈良県社会福祉総合センター

特別支援教育行政の現状と課題

1. 特別支援教育の現状と課題	1.
2. 特別支援教育に関わる最近の動向	20.
3. 障害者の権利に関する条約への対応	62.
4. 平成28年度特別支援教育関係予算等	75.
5. その他	95.

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課長

丸山 洋司



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 特別支援教育の現状と課題

特別支援教育について

- 障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校(※1)や小・中学校の特別支援学級(※2)、通級による指導(※3)等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

(※1)特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の標準は6人(重複障害の場合3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)。
⇒平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

(※2)特別支援学級

- ・ 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を標準(公立))。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。必要に応じて特別支援

(※3)通級による指導

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成27年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1009万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H17年比で1.3倍
0.69%
(約7万人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H17年比で2.1倍
2.00%
(約20万1千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H17年比で2.3倍
0.89%
(約9万人)

3.58%

(約36万2千人)

増加傾向

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度*の在籍率

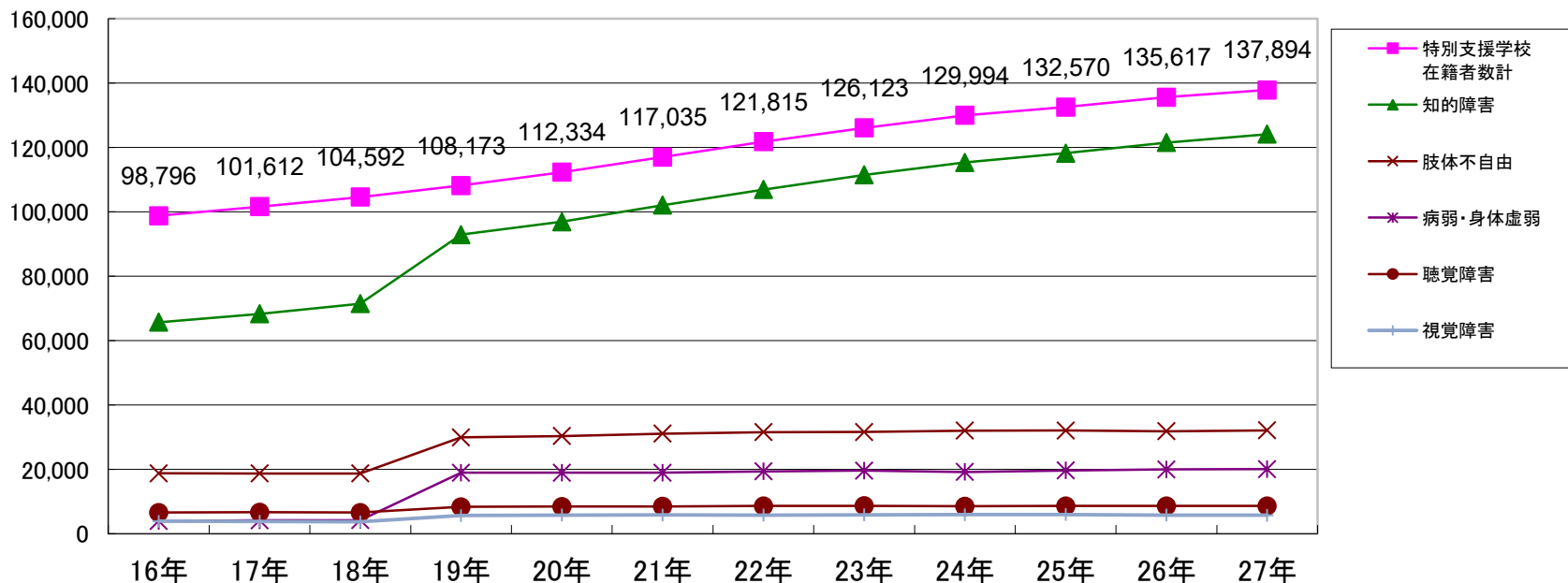
※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,100人(うち通級：約250人))

特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成27年5月1日現在)～

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	83	118	745	345	145	1,114
在籍者数	5,716	8,625	124,146	32,089	20,050	137,894

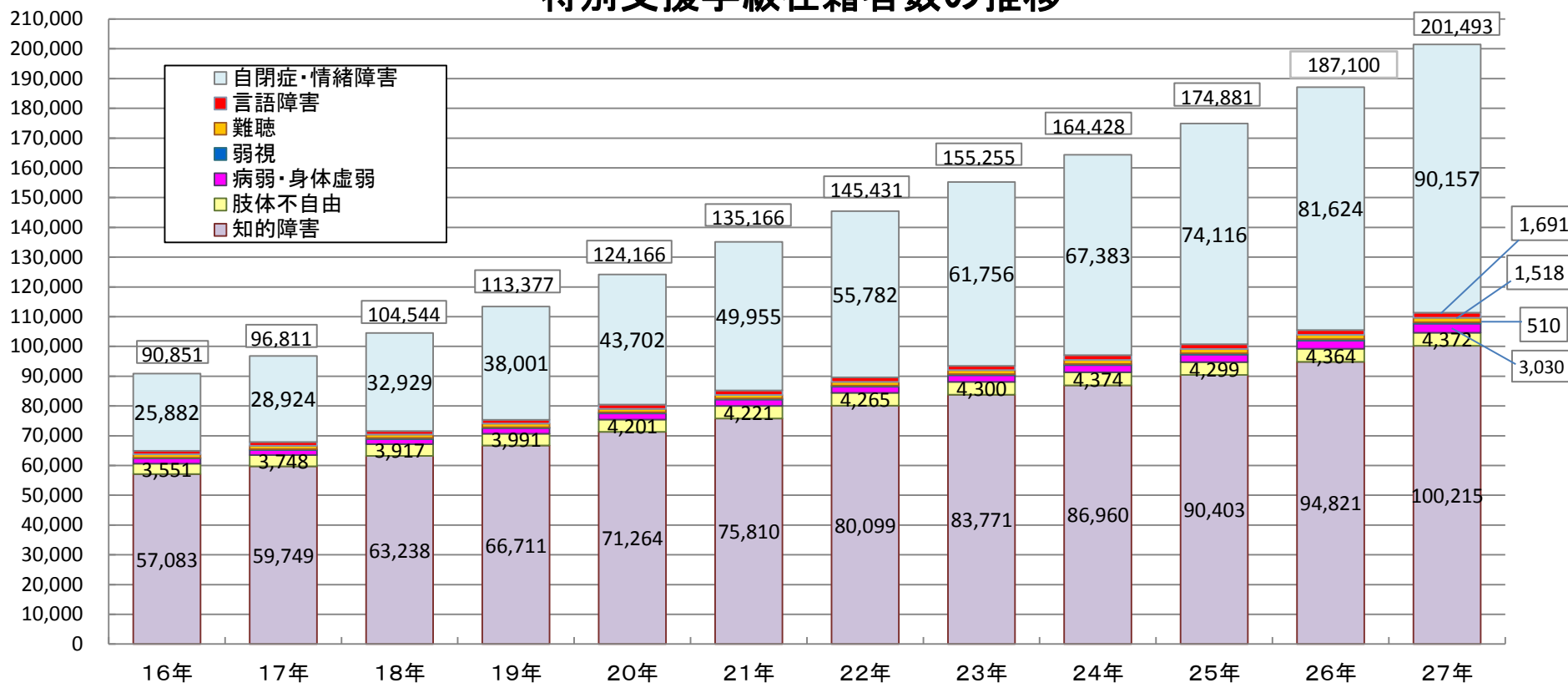
※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(平成27年5月1日現在)～

特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

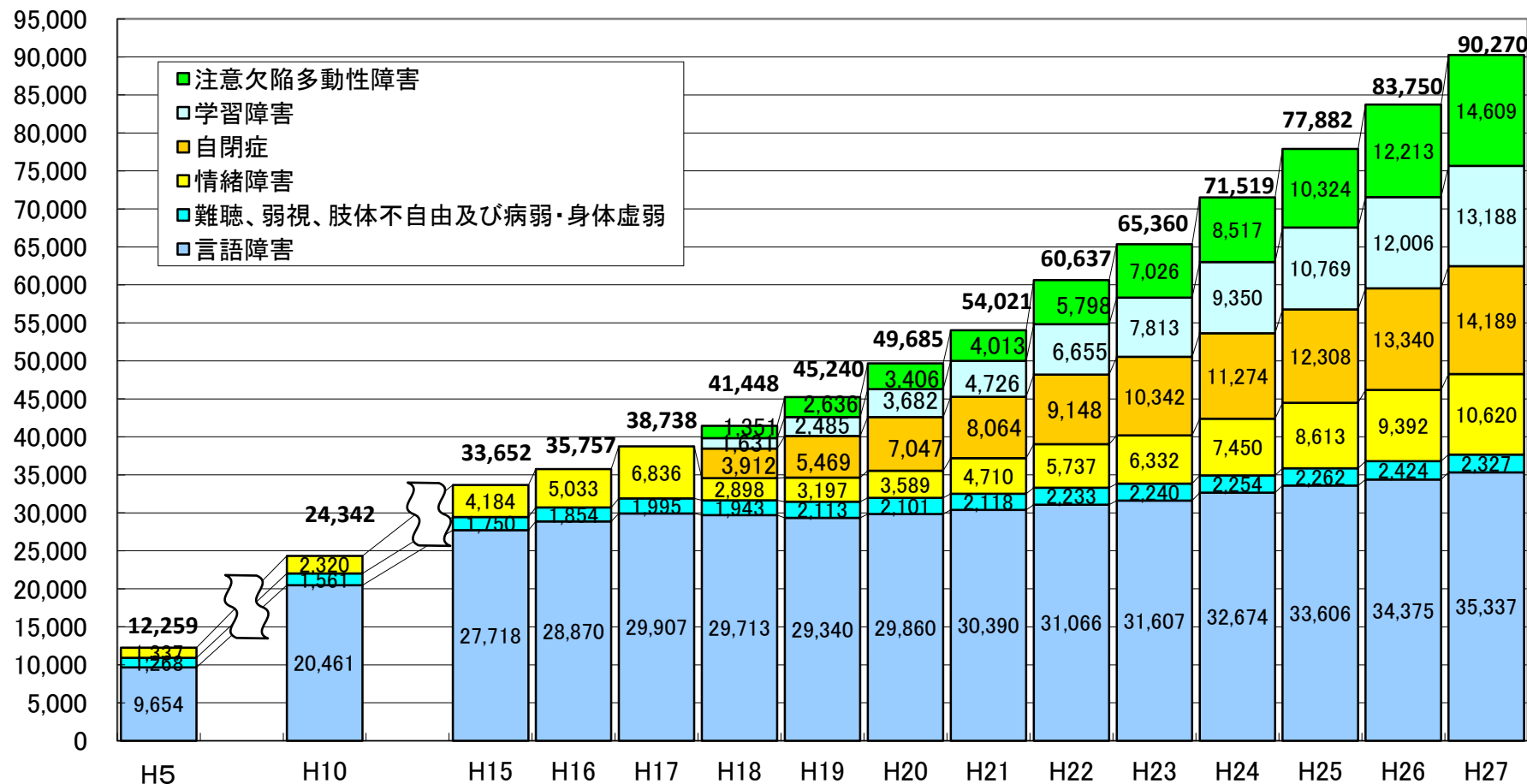
特別支援学級在籍者数の推移



	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	25,432	2,846	1,792	440	996	589	22,491	54,586
在籍者数	100,215	4,372	3,030	510	1,518	1,691	90,157	201,493

特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成27年5月1日現在)～

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

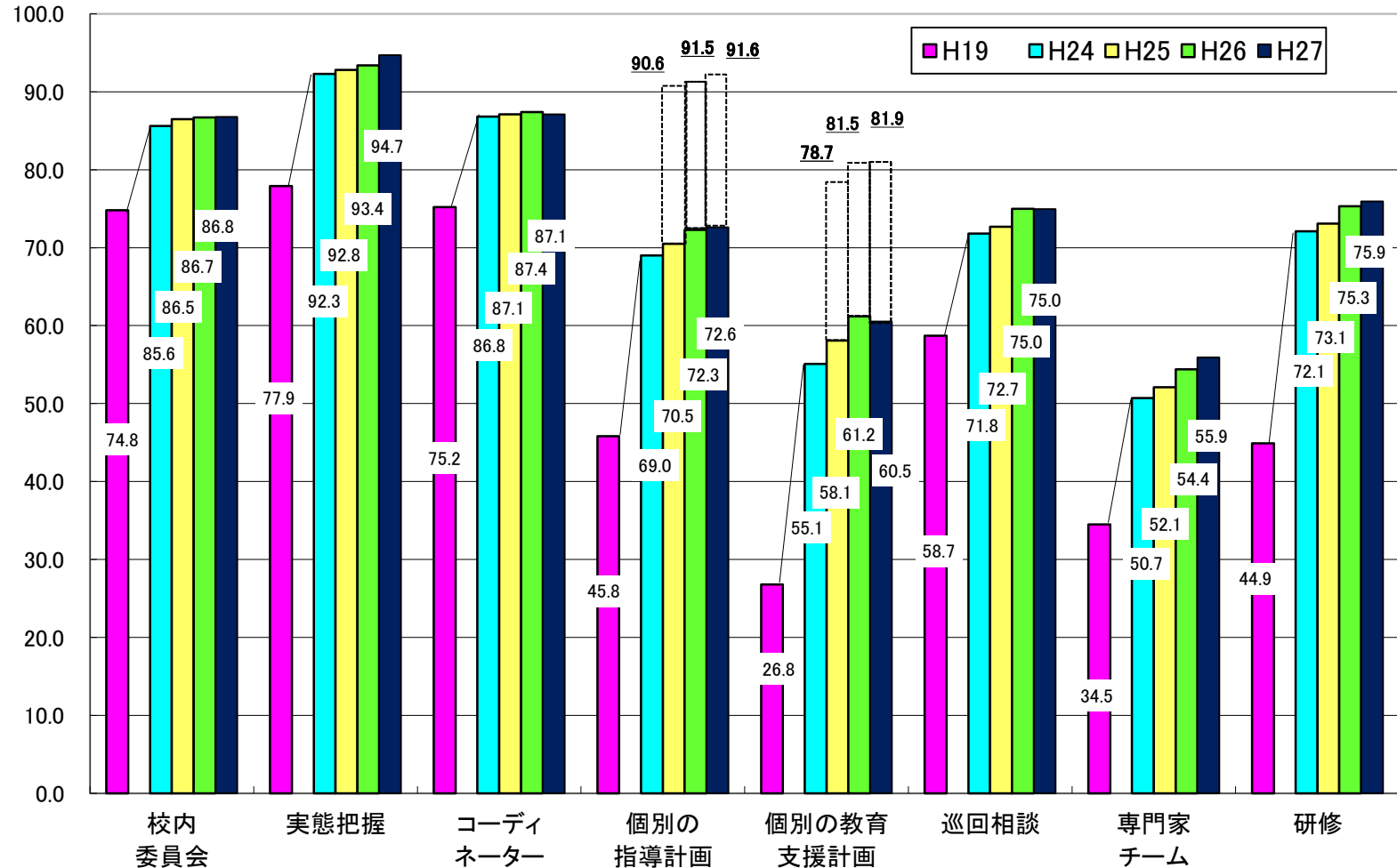
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

(1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

●全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立計・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成19～27年度)

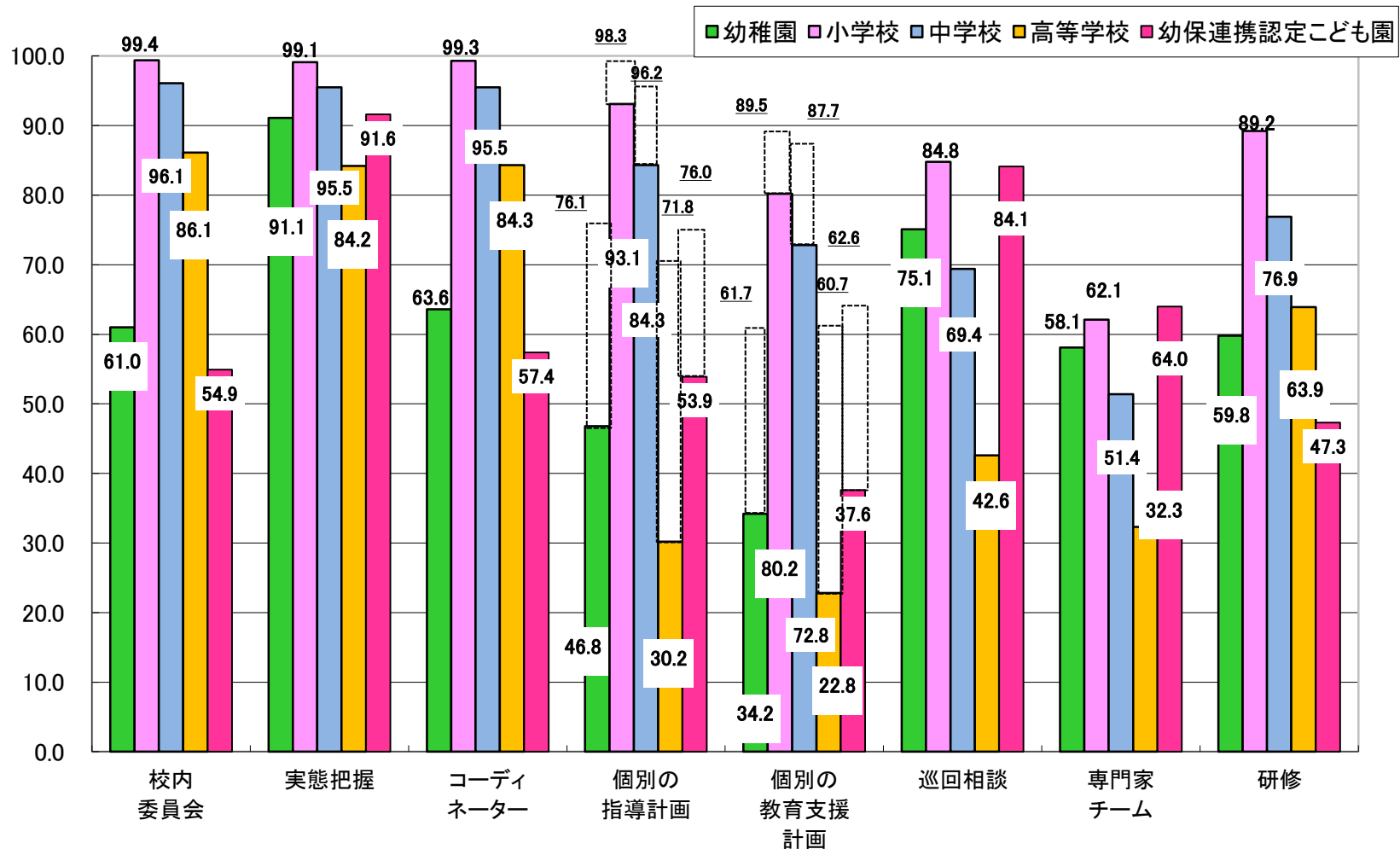


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

●小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は依然として課題である。

国公立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成27年度)

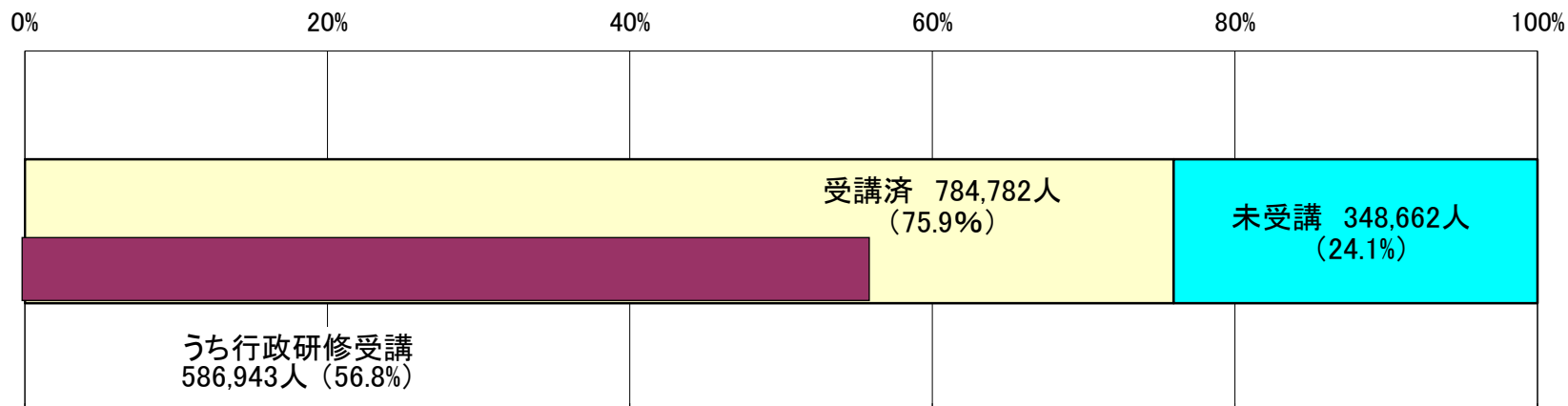


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

特別支援教育の現状

～特別支援教育に関する教員研修の受講状況(平成27年9月1日現在)～

①国公立計・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・幼保連携型認定こども園における 教員研修受講率－全国集計グラフ（平成27年度）



②国公立計・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・幼保連携型認定こども園における 管理職研修受講率－全国集計グラフ（平成27年度）

